

○匝瑳市ほか二町環境衛生組合職員の初任給、昇格及び昇給等の基準に関する規則

昭和 46 年 7 月 9 日
規則第 1 号

改正 平成 18 年 1 月 23 日規則第 1 号

(趣旨)

第1条 この規則は匝瑳市ほか二町環境衛生組合職員の給与に関する条例(昭和 46 年条例第4号)の規定に基づき、職員の初任給、昇格及び昇給等の基準に関し必要な事項を定めるものとする。

(初任給、昇格及び昇給)

第2条 職員の初任給、昇格及び昇給等の基準に関しては、別に定めるものを除くほか、匝瑳市職員の初任給、昇格及び昇給等の基準に関する規則(平成 18 年規則第 51 号)の例によるものとする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成 18 年1月 23 日規則第1号)

この規則は、公布の日から施行する。